

# シニア向け情報



要介護認定高齢者の方に  
『障害者控除対象者認定書』を交付しています

本人、または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・

県民税の所得控除を受けることができません。また、身体障害者手帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日において次のすべての要件を満たす方に対し、申請により確定申告時に必要となる『障害者控除対象者認定書』を発行します。

- ・ 65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方
  - ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方
  - ・ 介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準（次表のとおり）である方
- 申請に必要なもの** ・ 印鑑  
・ 申請者の身分を証明するもの

特別障害者控除対象者・障害者控除対象者認定基準表

障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ認知症高齢者自立度Ⅱa以上の方
	身体障害者(3～6級)に準ずるもの	要介護1、要介護2または要介護3かつ障害高齢者自立度A以上の方
特別障害者	知的障害者(重度)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ認知症高齢者自立度Ⅲa以上の方
	身体障害者(1～2級)に準ずるもの	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度B以上の方
	ねたきり老人	要介護4または要介護5かつ障害高齢者自立度Cの状態が6カ月以上継続する方

※障害高齢者自立度および認知症高齢者自立度は原則として認定調査結果の日常生活自立度による

**認定基準日** 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定時の認定調査票を基に認定します。ただし、対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。

問合せ先 役場 民生課 内線158

シルバー人材センター  
剪定会員募集

剪定作業に興味のあるおおよね60歳以上の方を募集します。  
**問合せ先** シルバー人材センター  
☎(443)1680

シルバー人材センター  
新規入会説明会

**とき** 1月11・25日(水)午前10時から1時間程度  
**ところ** 総合福祉センター1・2階会議室  
**対象** 町内在住の健康で働く意欲のあるおおよね60歳以上の方  
**問合せ先** シルバー人材センター  
☎(443)1680

